

安全衛生方針の例等

1 安全衛生方針の例

・ デュポン社	1
・ ソニー株式会社	3
・ 味の素株式会社	5
・ 石原化工建設株式会社	6
・ 神稲建設株式会社	8
・ 東燃ゼネラル石油株式会社	9
・ 東電環境エンジニアリング株式会社	10
・ 住友金属物流株式会社	12
・ 東電工業株式会社	13
・ 千代田化工建設株式会社	14
・ コスモ石油	15
・ J S R 株式会社鹿島工場	16
・ 株式会社 N T T ネオメイト山口	17
・ 日本特殊陶業株式会社	19

2 その他

・ ソニー株式会社 社会・環境活動報告 2003年3月期	22
・ 日本経団連企業行動憲章実行の手引き（第三版）（抄）	26

安全・衛生・環境に関するデュポン社の公約

持続可能な成長、すなわち、事業活動から生じる環境足跡(環境負荷)を削減しつつ、株主価値及び社会的価値を増加させていくことは、デュポン社の基本方針です。私たちは、最高レベルの安全衛生環境の実現を目指して、環境保護に敬意と配慮をもって事業活動を行うことを私たちの利益共有者(社員、顧客、株主そして地域社会)に対して公約します。私たちの次代の人達が必要な資源を損なうことなく、事業を繁栄させ、私たちの利益共有者にとって最大の利益を達成するような戦略を実行します。

私たちは、技術の進歩及び安全・衛生・環境科学の新しい知識情報に照らし合わせて、私たちの作業方法を継続的に改善します。この公約は全世界の事業に適用され、実行され、一貫性があり、かつ測定可能な進歩を実現するようにします。「レスポンシブル・ケア」は、この公約を達成するための主要なプログラムと位置付け、支持していきます。

最高水準の安全衛生環境成績と優良事業の両立

私たちは、設備の安全操業及び環境、社員、顧客、私たちが事業を行っている地域社会の住民の保護に関しては最高の水準を堅持します。保安防災に関しても安全と同じ管理を適さします。

私たちは安全、衛生、環境上の課題を事業活動にとって不可欠な項目とすることにより、また私たちの事業が地域社会の期待に一致するよう継続的に努力することにより、事業を強化していきます。

目標：けがゼロ、職業病ゼロ、事故ゼロ

安全上、環境上の事故同様、すべてのけがと職業病は防ぐことができるというのは私たちの信念であり、それらの目標はゼロです。私たちは社員の業務外安全をも併せて推進します。

私たちは建設予定の全施設の環境に対する影響評価を行い、また、すべての施設及び輸送機器は安全性、地域社会に受け入れられること、環境保護等を確認してから設計、製作、運転そして保全を行います。

私たちは緊急事態に備えると同時に、地域社会の緊急時対応能力向上のため、指導力を發揮して援助します。

目標：廃棄量ゼロ、放出量ゼロ

私たちは発生源での廃棄物の発生ゼロを目指して努力します。処理あるいは廃棄処分の必要性を最低限にするため、また資源保護を進めるため、原材料を再利用、リサイクルするようになります。しかしながら、発生してしまった廃棄物は安全に、かつ責任を持って取り扱い、処理します。

私たちは、人の健康あるいは環境への潜在的な危険性の高いものから優先して、ゼロ放出を目指して努力します。

私たちは、過去の作業方法により修復が必要とされるものについては、責任を持って是正の措置を取ります。

天然資源、エネルギーの節減および生物多様性の保護

私たちは、化石燃料、原材料、水、土地、鉱物及びその他の天然資源を効率的に利用し、他社に先んじて再生可能なエネルギー及び原材料への転換を図ります。私たちは、天然資源である生物多様性を保護し、私たちの土地を有効利用して野生生物生息地の拡大に努めます。

私たちは、顧客、納入業者と共にバリューチェーンの環境負荷低減と効率化に努めます。

生産工程、作業方法、製品の継続的改善

私たちは原料や製品の抽出、製造、使用、取り扱い、梱包、輸送及び廃棄を安全かつ環境上責任ある方法で行います。

私たちは、継続的に作業方法、生産工程及び製品を分析し、改善することにより、製品のライフサイクルを通しての危険性と環境負荷の軽減を図ります。私たちは、人の健康と環境に対して、安全率の高い新製品及び製造プロセスを開発設計します。新規及び既存の設備の本質安全化に努めます。

私たちは、納入業者、輸送業者、流通業者及び顧客に対して私たちと同様のプロダクトスチュワードシップを実践するように働きかけ、実践に向けての彼らの努力を補助するための情報及び支援を提供します。

地域との開かれた対話、公共政策との協調

私たちは、私たちが製造、使用および輸送している製品について、また私たちの活動の安全・衛生・環境への影響について私たちの利益共有者との開かれた対話を推進します。

私たちは、行政機関、立法機関、他企業及び関係団体と協力関係を確立し、安全衛生環境上の改善に役立つ健全な政策、法律、規則、慣習の策定に貢献します。

マネジメント及び社員による公約、報告責任

最高経営責任者を含む本社取締役会は、安全衛生環境上の課題についての報告を求め、この公約を達成するための会社方針が存在し、行動が取られていることを確認します。

この公約及び関連する法律を遵守することは、すべての社員とデュポン社のために働く協力会社の責任であり、雇用の条件及び契約の条件です。各事業の管理者は、社員がこの公約及び関連する法律を理解し、遵守するよう、教育訓練を行い、そして動機付ける責任があります。

私たちは、この公約を遵守するため、また事業の強化が可能なら、研究、開発及び資本を含む経営資源を配備します。

私たちは、この公約に対する全世界の進捗度を測定し、定期的に公式報告をします。

('94年7月に採択され、'03年1月に改定)





「安全・衛生・環境に関するデュポン社の公約」 デュポン株式会社の取り組み

代表取締役社長
小林 昭生

デュポン社は2002年7月、創業200年を記録しました。アメリカのデラウェア州ウィルミントンで黒色火薬メーカーとしてスタートしましたが、現在デュポン社は70カ国以上に工場を有し、世界市場で事業を展開するグローバル企業に成長しました。この200年間は、デュポン社にとって変革の歴史であったと言えます。しかし、安全衛生環境は、業務倫理並びに人間尊重と共にコア・バリュー（会社存続の基盤）として常に位置付けられてきました。

今日、デュポン社は安全において世界のリーダーとしての定評を確立するに至っています。先人及び現在在籍するデュポンの全社員の英知と努力のたまものと言っても過言ではありません。この伝統を継承し、24時間安全を追求することはデュポン社に課せられた課題です。

21世紀の環境目標は、事業活動から生じる環境足跡（環境負荷）を削減しつつ、株主価値及び社会的価値を増加させていく持続可能な成長を遂げる会社となることです。資材及びエネルギーの消費節減、温暖化ガスの排出削減、再生エネルギーの利用推進等の環境足跡の削減にとどまらず、バイオテクノロジーやナノテクノロジーを始めとする統合的科学の駆使、そしてデュポン社の操業経験に基づく知識情報（安全成績向上・改善のノウハウ等）を社会に提供するサービス事業の展開を通じて、これを達成しようとしています。

私たちデュポン株式会社も、グローバルデュポンの一員として、この「公約」の実現に向けて努力していかなければなりません。それぞれの事業部門及び事業所は、この「公約」達成を目指した事業計画及び活動計画を立て、計画的かつ積極的に実行していきます。活動の進捗は業績評価の一つとして定期的に検証し、確実かつ継続的な進歩を図っていく所存です。

最後になりますが、この「公約」はすべての社員の理解と協力がなければ達成されるものではないことは、申すまでもありません。社員の皆様の積極的な参画を心から、期待しています。

2003年4月



› サイトマップ

検索

詳細 Japan

エレクトロニクス | ゲーム | 音楽 | 映画・放送 | インターネット | 金融 | 業務用・製品・製造

ホーム > 会社情報 > 社会・環境活動

› サポート情報

› 会社情報

人々とソニー

ソニーの社会・環境活動
Corporate Social Responsibility

› CSRサイトマップ

CSR Top > 人々とソニー > 社員と > 安全衛生

安全衛生

ソニーは、ソニーで働く人々のために健康で安全な労働環境を確保することが重要だと考えています。全世界の事業所で社員の安全衛生活動を推進するために「ソニー安全衛生基本方針」を1998年に施行しました。安全衛生にかかるスタンダードを参考し、ソニーの基準を設定した上で安全衛生の管理に努めています。

ソニー安全衛生基本方針とは

ソニーは、これまで国・事業所別に行われていた安全衛生活動を、グローバルな観点からソニーグループで統一した基準で実行することを目的として、1998年に「ソニー安全衛生基本方針」を定めました。

この方針は、社員の安全と健康の確保を、事業活動と不可分なものと位置付けており、具体的には以下のようを行います。

- (1) 安全衛生に関する法規制の遵守を最低条件とし、法律の要求を上回る活動を実施
- (2) PDCAサイクル※1に基づく労働安全衛生マネジメントシステムの導入

※1 PDCAサイクル: Plan, Do, Check, Actの循環マネジメントシステムの仕組み。

ソニー安全衛生基本方針

この基本方針は、全世界のソニーグループ各組織に適用する。

【理念】

ソニーは、社員の安全と健康の確保は事業活動に不可分な関係と認識し、安全で働きやすい職場環境を確保するよう活動する。

【方針】

1. それぞれの地域における安全衛生関係諸法令を遵守すると共に、必要な自主基準を設け管理レベルの向上を図る。
2. ソニーグループの各組織に於いて、安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任所在の明確化を図る。
3. 事業活動のすべての領域で、安全衛生上の科学的な検討を充分加え、危険性、有害性の事前評価を尊重する。
4. 安全と健康の確保は良好なコミュニケーションのもとに実現されるとの認識に立ち社員との協議を尊重する。
5. すべての社員に対し、安全衛生確保に必要かつ充分な教育、訓練を実施する。又、ソニー構内の協力会社社員との安全衛生確保に必要な情報交換を行う。
6. 安全衛生の有用性を広告などを通じて社員に周知し、意識の向上を図る。

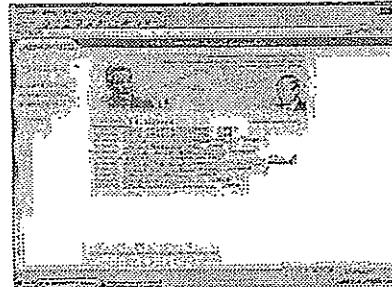
7. 定期的に監査を実施し、安全衛生マネジメントシステムの継続的な改善を図る。
8. 安全衛生に関する行政、地域社会などの活動に参加する。
9. 安全衛生に関する新たな手法、新技術の開発、導入に努める。
10. 本方針の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する。

シホの見(付)

経営トップWebサイト「C.E.Online」を運営

経営トップの方針・戦略・考え方を
グループ全体に継続して発信
さまざまな産業分野でグループ経営の強化
が進むなか、味の素グループでは分社化や
カンパニー制導入などを進め、グループ全体
の競争力強化に取り組んでいます。それに伴つ
て策定される経営トップの方針や戦略、考
え方などを味の素グループ全体に直接発信
する「経営トップWebサイトC.E.Online」を

2002年1月に開設しました。
現在は月に1~2回の頻度で更新され、社長、
副社長の社内外での発言や新聞掲載記事、
最近感じていることなどを掲載しているほか、
従業員からの投稿なども受け付けています。
また従業員が相互に意見が交換できる仕
組みも構築しました。毎月8,000件程度の
アクセスがあり、グループ従業員に着実に
定着しつつあります。



「C.E. Online」

労働安全衛生に関する取り組み

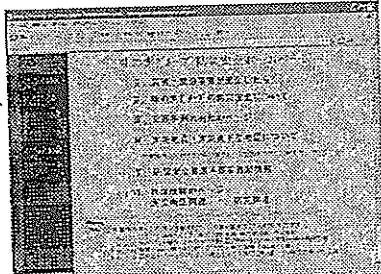
2002年4月より、 グループマネジメント体制を確立

味の素グループでは、コーポレート及び各カ
ンパニー・分社の安全に関する最高責任者
が参加する「防災安全会議」を毎年開催し、
グループ全体の防災労働安全衛生に関する
実績の確認と翌年度の活動計画を策定
しています。

このグループマネジメントの討議結果をもとに、
2003年度には「東海地震を想定した合同
防災訓練」を実施しました。また、社内のイ
ントラネット上にグループ内の災害事例を収
めたサイトを設け、従業員の防災安全意識
の喚起を図りました。

そのほか“ひやり・ハット事例”的収集・分析、
危険予知トレーニングの励行など労働安全
衛生に関して30年以上にわたる地道な活
動を行っています。

こうした取り組みの成果として、味の素㈱九
州事業所が2002年7月に、平成14年安全
功労者「内閣総理大臣賞」を受賞しました。
現在も、無災害実績の記録を更新中です。



グループ防災安全ホームページ

2003年度「味の素グループ防災安全衛生日目標」

基本理念

味の素㈱およびそのグループは、人間尊重を基本とし、防災・安全衛生
を企業活動の最も重要な基盤のひとつと考え、行動します。

基本方針

- 味の素㈱およびそのグループは、
1. 災害及び事故の未然防止のために、危険性を発掘・評価し、その低減
除去を図ります。
 2. 「決めたことを守り、守らせる」ことを徹底し、ライツ尊重のもと、安
全衛生活動の実践的な向上を図ります。
 3. 非常事態発生時の被害を極小化するため、体制の強化と対応の円滑
化を図ります。
 4. 従業員一人ひとりが常に健康に業務を遂行できるよう支援活動を積
極的に行い、また職場の安全衛生に充分配慮します。

目標

重大災害ゼロ*

重点施策

1. 味の素グループの防災安全管理体制の定着
2. グループの連携強化による防災安全レベルの向上
・災害事例・ヒヤリ・ハット情報の共有化と自職場への展開
・安全点検の実施
3. 非常事態発生時対応の行動を体得する訓練の実施
・東海地震に対する総合防災訓練の実施
・日常の各種防災訓練の実施

*味の素グループにおける重大災害とは死亡災害及び休業災害(休業1日以上)あるいは災害の結果、手帳を切折するまで、直近日数が過去に過去に該当する場合(既生労省で定義する「1日以上」)の災害)をいう。

2002年(1月~12月)の災害実績

	休業災害			不休業災害	
	件数	直致率*	直致率**	件数	直致率
国内	14	0.6%	0.04	79	3.6%
海外	183	7.8%	0.05	115	4.9%

* 労働災害による死傷者数÷延べ実労働時間数×1,000,000

** 労働損失日数÷延べ実労働時間数×1,000

安全・衛生方針 [ご挨拶](#) [運営指針](#) [組織図](#) [資格一覧](#) [安全・衛生方針](#) [施工実績](#)

石原化工建設株式会社の業務運営の基本は、"安全第一"、"ゼロ災"である。

人の命はかけがえのないものであり、安全、健康の確保なしには人の幸福はありません。

人間は、災害を起こすもの、健康を害するものである。
事業活動に伴う災害の防止と健康確保は、事業者の安全配慮義務の遂行と事業活動に参加する各人の自覚的行動が相まって達成されるものである。

当社は、事業活動のあらゆる面において安全・衛生をまず第一に配慮し、事業活動の実施においては災害・健康障害は起こさせないという決意に立って、以下の安全衛生方針の基にゼロ災害を目指して行動する。

1. 危険の予知: 事業活動を計画し、実施するときは危険要因を特定し除去につとめる。まず第一に安全衛生に対する配慮がなされるまでは、活動を次の段階には進めない。
2. 災害の防止: ゼロ災害を目指す労働災害の防止活動は、当社事業の全ての面において実施する。主要事業である建設業の特性を考慮し、次の災害防止に特に留意する。
 - ・墜落、転落災害
 - ・挟まれ、巻込まれ災害
 - ・建設機械災害
 - ・火災爆発災害
 - ・交通災害
3. 取り決めの遵守: 労働安全衛生法並びに関連法令、当社が同意する防災団体等の安全衛生基準、当社の安全衛生に関する取り決めを遵守する。
4. 仕組みの確立: 安全衛生活動を確実にするため、この安全衛生方針に従い安全衛生目標を定め、実施計画を作成し、実行し、実施結果を点検確認し、定期的に見直す仕組みを確立し維持する。安全衛生活動は、施工管理の仕組みと一緒に運用する。
5. 繼続的改善: この方針及び安全衛生活動の仕組みは定期的に見直し、継続的に改善をおこない、安全衛生の実績を維持向上することによりゼロ災害を達成する。
6. 関係者との協力: 安全第一、ゼロ災害を目指す安全衛生活動は、全社員及び関係請負人の協力のもとに実施する。安全衛生活動は、本社と施工現場の連携の基に行う。
7. 自覺的な参加: この安全衛生方針意図は、全社員、関係請負人及び関係者に周知する。安全衛生に関する教育訓練を実施し安全衛生に関する自覚・能力の向上を図り、自ら進んで安全衛生活動に寄与できるようにする。

8. 方針の公開:この安全・衛生方針は、要請があれば担当部署を通じて公開する。

平成14年7月1日
石原化工建設株式会社
代表取締役社長
大平政司

△Top page

会社概要 内容

| [コンセプト](#) | [会社概要](#) | [理念](#) | [独創性・特色](#) | [支店・営業所](#) | [沿革](#)
 | [採用情報](#) | [くましろの由来](#)

[経営理念](#) | [品質方針](#) | [環境方針](#) | [安全衛生方針](#)

神稻建設株式会社 労働安全衛生方針

神稻建設株式会社は、豊かなる地域社会の創造に向け、当社で働く人全員の「安全」と「健康」の確保を最優先とし、快適な職場環境の実現を目指し、全社一丸となって労働安全衛生活動を積極的に推進します。

1. 危険ゼロを目指し、当社の建設事業活動に伴う危険源を的確に把握し、排除するための労働安全衛生目標・プログラムを定めて実施し、パフォーマンスの改善を行う労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努めます。
2. 当社は全従業員の参加、協力の下、建設業の特性を考慮し、次の災害防止と労働安全衛生活動を重点項目とし、取り組みます。
 - (1) 重機・車両災害防止
 - (2) 墜落・転落災害防止
 - (3) 土砂崩落災害防止
 - (4) クレーン及び機械・器具による災害防止
 - (5) 交通災害防止
 - (6) 安全衛生パトロールの実施
 - (7) 健康診断の完全実施及び快適な職場環境の整備
 - (8) KY活動を始めとした安全施工サイクルの実施

そのほか、リスクアセスメントの実施結果に基づき、部門特有の重大リスクについて、リスク低減に取り組みます。
3. 労働安全衛生に関する法規制、当社が同意するその他の要求事項及び当社の安全衛生に関する規程を遵守します。
4. 労働安全衛生義務を自覚する目的を持って、全従業員に本方針を周知します。
5. 本方針は広く一般に公開します。

2003年 9月 18日

神稻建設株式会社
代表取締役社長 平澤 章

ପ୍ରକାଶକ

卷之三

- ```

graph TD
 A[基本理念・方針] --> B[OIMS]
 A --> C[LPS]
 B --> D[環境に關する方針]
 C --> E[健康に關する方針]
 D --> F[安全に關する方針]
 E --> F

```

全蜀王記

安全に運転する方針

卷之三

- 会社の方針は、従業員、会社の事業活動に従事する者、顧客および一般市民の安全を守るようなるべくその事業活動を行なうことです。会社は、全従業員の積極的な参加を通じて、あらゆる事故、負傷災害および職業病の防止に努力します。また、事業活動に係わる安全を脅かす危険を明らかにし、これを排除あるいは管理するよう不斬の努力を続けます。

卷之三

卷之三

従つて、会社の方針は、  
　　人々および会社資産を保護するような方法で、施設を設計維持し、管理体制を確立  
　　訓練を実施し、事業活動を行ないます。

会社の事業活動に起因する緊急事態や事故に対して、業界組織および関係政府機関と協力し、迅速、効果的かつ入念に対応します。

適用される全ての法令を遵守し、法令が存在しない場合に適正な基準を作成するため、関係政府機関

自社の事業活動の安全性に関する知識を充実するための研究を実施し、また援助をおこなうとともに、重要な発見は迅速に活用すると共に、これらを適宜、従業員、協力会社等に通知します。

政府機関および影響を受ける可能性のある他の人々と共同で、全従業員、協力会社および会社の業務を行なう他の人々に対し、安全作業を行なう業務外での安全な行動を奨励します。

この安全に関する方針の普及状況を測定し、その遵守を徹底させるため、会社の事業活動について適切なレビューと評価を行います。

卷之三